

郡上市住民自治基本条例

【第4回(最終回)】

市政の運営

『市民が主人公のまちづくり』

郡上市住民自治基本条例では、市長等の市政運営に関して、情報共有や総合計画に基づいた事業の実施、市民に対して公正で透明性のある行政手続の向上を図ることが明記されています。また、制定後にこの条例の趣旨や目的が推進されていることを検証することも定めています。

そこで今回は、「市政の運営」について説明します。

情報公開・個人情報保護・会議の公開

○情報公開

市長等が、市民の知る権利を保障するため、情報共有の基本原則に基づいて、情報公開を推進することを定めています。(第17条「情報公開」)

○個人情報保護

市長等は、市民の権利や利益が侵害されることのないよう、個人情報を適正に取り扱うことを定めています。(第18条「個人情報保護」)

○会議等の公開

審議会等の公開は、法令等に定めがある場合や個人のプライバシーに関わる内容を含むものなど、特別な場合を除いて、原則として公開します。会議等の開催情報は、市ホームページ・ケーブルテレビ等で周知しています。(第19条「会議等の公開」)

※関連条例

- 情報公開：郡上市情報公開条例(平成16年3月制定)
- 個人情報保護：郡上市個人情報保護条例(平成16年3月制定)

行政評価・総合計画

○行政評価

市長等は、総合計画等に基づいた事業について、行政評価を行い、その結果を市民に公表するとともに、事業の推進や見直しを行うなど、行政運営に反映することを定めています。

現在郡上市では、施策点検と事務事業点検を実施し、その結果について、外部有識者と市民で構成する郡上市行政改革推進審議会に意見を伺うほか、市ホームページに掲載し、広く市民に公開しています。また行政評価を行う際には、市民の視点からの評価も必要であることから、審議会等を通して行うこととしています。(第20条「行政評価」)



▲市長へ報告書を提出する外部評価委員

また行政評価を行う際には、市民の視点からの評価も必要であることから、審議会等を通して行うこととしています。(第20条「行政評価」)

○総合計画

総合計画は、市政運営の基本的な指針として、市の将来像やまちづくりの長期展望を示すものです。郡上市のまちづくりを進めるうえでも必要なものであり、地方自治法からは外れましたが、この条例によりこれまで通り「基本構想」、「基本計画」、「基本計画実施計画」を策定することとします。

市民の代表である議会の承認が重要であると考え、従来どおり「基本構想」については、議会の議決を経ることとします。(第21条「総合計画」)

財政運営

- 市長等は、総合計画を基本に中・長期的な展望に立った運営に努めなければなりません。また、社会や経済状況の変化に対応した見直しが求められ、市民に対して、財政がどのように運営され、どのような状況なのかを広く公表します。(第22条「財政運営」)

意見、要望、苦情等への応答・行政手続

○意見、要望、苦情等への応答

複雑・多様化する市民からの意見、要望、苦情、提言等に対し、市職員は誠実かつ迅速に応答することが求められています。(第23条「意見、要望、苦情等への応答」)

○行政手続

市長等は、市民の権利と利益を保護するために、法令に基づいて市長等が行う許認可等への対応や行政指導、届出等に係る共通のルールを定め、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図ります。(第24条「行政手続」)

※関連条例

- 行政手続：郡上市行政手続条例(平成16年3月制定)

条例の検証

- 市長は、この条例の趣旨や目的が推進されるよう、定期的に見直しを含めた検証を行う必要があります。また、時代の変化に対応した見直しも必要であり、学識経験者や公募委員により構成される、検証及び見直しのための組織の設置が求められています。

なお、市長は、組織が検証及び見直しについて検討した結果を尊重するものとし、(第27条「条例の検証」)

今回4回のシリーズで、郡上市住民自治基本条例についてご説明しました。条例制定以降、目に見えて変化を感じられることはないと思います。しかし具体的には審議会等の委員の公募、審議会等の公開、地域協議会の設立など、徐々にですが条例のめざす市民協働によるまちづくりが進んでいます。

この条例によって郡上市は、今後市民のみなさんがより直接的に市政やまちづくりに参画することをめざしていますので、市民、議会、市長等で共に末永くこの条例を守り育てていきたいと思っております。

※なお誌面の都合上、条例の一部を抜粋してご説明いたしました。

☎ 市長公室企画課 ☎ 67-1831